

こんにちは
こちらは、滋賀県 食品安全監視センターです。

***** I N D E X *****

- * (1) 滋賀県食品自主衛生管理認証制度 (S - H A C C P) 情報 *
- * (2) 食品、添加物等の規格基準の一部改正について *
- * (3) 平成 2 0 年度滋賀県食品衛生監視指導計画(案)に対するご意見の *
- * 募集について *
- * (4) 『ふちリス』読者アンケートのお願い *
- * (アンケート〆切 2 月 2 9 日まで) *
- * (5) 食品回収情報 (省略) *

(1) 滋賀県食品自主衛生管理認証制度 (S - H A C C P) 情報

現在、認証施設で製造した食品には認証を受けている旨を表示できることとしていますが、県民にこの制度を周知し、これらの食品を評価・選択しやすくするため統一した「認証マーク」について検討しているところです。

今回、認証事業者の方に「認証マーク」制定に関するアンケート調査を行ったところ、以下のような結果となりましたので報告します。

アンケート結果

実施期間：平成 1 9 年 1 2 月～平成 2 0 年 1 月
対象者数：4 1 社 (5 4 施設)
回答数 : 4 1 社 (5 4 施設)

アンケート対象施設一覧を下記アドレスに掲載しています。

<http://www.pref.shiga.jp/e/shoku/01anzen/center/230ninsyosisetu.html>

.....

< 問 1 >

現在、認証を受けた施設で認証基準に基づき製造した製品に「滋賀県」と「認証」の文字のほか、「衛生管理」または「S - H A C C P」の文字を使用して認証を受けている旨を表示することができますが、認証を受けている旨の表示はされていますか？ (複数回答可)

< 回答 >

ア . 製品に認証を受けている旨、表示をしている。

イ．製品以外のものに認証を受けている旨記載している。	1 1
a．名刺	4
b．会社案内、製品パンフレット	3
c．会社ホームページ	8
d．その他	3
ウ．特に認証を受けている旨を記載していない。	2 3
エ．その他	4

.....

< 問 2 >

問 1 でアまたはイと回答された方にお尋ねします。
 認証を受けている旨の表示の記載方法はどのようにされていますか？（複数回答可）

< 回答 >

ア．文章で記載している。	9
イ．文章以外で記載している。 （文字と図形を組み合わせ等）	6
ウ．その他	3

.....

< 問 3 >

県では S - H A C C P の周知、啓発を図るため、統一した「認証マーク」の制定を検討していますが、現行の方法（「滋賀県」「認証」「衛生管理」「S - H A C C P」の文字を使用した記載方法）での製品表示と「認証マーク」による製品表示についてどのように考えますか？

< 回答 >

ア．「認証マーク」は作らず、現行の方法のみでよい。	3
イ．「認証マーク」を作り、「認証マーク」のみの表示がよい。	1 2
ウ．「認証マーク」を作り、現行の方法と「認証マーク」の両方の表示を認めるがよい。	2 3
エ．「認証マーク」は作らず、現行の方法もやめ、自由にすべき。	1
オ．その他	1

.....

< 問 4 >

統一した「認証マーク」を作成した場合、貴社の製品に表示することについてどのように考えますか？

< 回答 >

ア．表示したい	1 2
イ．マークのデザインによっては表示したい	1 3
ウ．表示したくない	6
エ．その他	1 2

< 問 5 >

統一した「認証マーク」を作成した場合、貴社の製品以外にどのような用途で使
用したいと考えますか？（複数回答可）

< 回答 >

ア．製品説明等のリーフレット	2 1
イ．会社ホームページ	2 1
ウ．名刺	2 5
エ．特に使用したくない	6
オ．その他	1 0

まとめ

現在、多くの施設において認証を受けている旨を積極的に製品等に記載して頂いている
ことがわかりました。

また、8割以上（35社）の方が、現行の表示方法以外に、「認証マーク」を作成し、
製品等に表示できるようにすべきというご意見でした。

また、「認証マーク」を作成することで、多くの施設において製品、会社HP、名刺等
に「認証マーク」を使用していただけの可能性があり、S - H A C C Pの周知・啓発につ
ながると考えられます。

今後、頂いたご意見を参考に、現行の表示方法に加え、「認証マーク」を作成する方向
で検討していきます。

（2）食品、添加物等の規格基準の一部改正について

平成19年12月28日に食品、添加物等の規格基準の一部が改正され、新規にネオテーム
の成分規格が設定されました。ネオテーム並びにそれを含む食品及び添加物製剤については、
法第19条第1項の規定に基づき添加物の表示を行う必要があります。

ネオテームとは...

アスパルテームをN-アルキル化することにより合成して得られたジペプチドメチルエステ
ル誘導体の甘味料及びフレーバー増強剤

（3）平成20年度滋賀県食品衛生監視指導計画(案)に対するご意見の募集について

食品衛生法第24条の規定に基づき、「平成20年度滋賀県食品衛生監視指導計画(案)」を
作成しましたので、その内容を公表し、広く県民の皆さんからのご意見を下記により募集します。

お寄せいただきましたご意見については、これに対する滋賀県の考え方とともに整理した上で
公表することとしております。

なお、個々のご意見に直接回答はいたしませんので、あらかじめご了承ください。

公表する資料

平成20年度滋賀県食品衛生監視指導計画(案)

公表方法

生活衛生課食の安全推進室、県民生活課県民情報室および各保健所に備え付け、また、県
のホームページに掲載します。 <http://www.pref.shiga.jp/e/shoku/shoku/index.html>

意見・情報の募集期間

平成20年2月1日(金)から2月29日(金)まで

意見・情報の提出方法および提出先

郵送：〒520-8577（住所不要）

滋賀県健康福祉部生活衛生課 食の安全推進室

ファックス：077-537-8633

電子メール：shokuhin@pref.shiga.lg.jp

その他

ご意見を提出していただく様式は特に定めていませんが、住所、氏名、電話番号を明記してください。

なお、個人情報については、本計画策定のために使用することとし公表することはありません。

ご意見は、日本語で提出してください。

(4) 『ぶちリス』読者アンケートのお願い

いつも食品安全監視センター通信『ぶちリス』をお読みいただきありがとうございます。

読者の皆様に役立つ情報を配信するため『ぶちリス』の内容についてご意見等をいただきたいと思っております。お手数ですがアンケートにご協力ください。

なお、アンケートの締切が迫っていますので、まだアンケートにお答えいただけていない方は、2月29日（金）までをお願いします。

アンケート入力ホームのアドレス

https://eas02.pref.shiga.lg.jp/ask/uketuke/esb_answer_top?code=07e1000201

(5) 食品回収情報（省略）

平成19年12月から、食中毒の原因食品や食品衛生法違反となった広域流通食品等の回収情報を広く周知するため、厚生労働省や都道府県等が公表した食品衛生法違反食品等の回収情報等が厚生労働省HPに掲載されるようになりましたので、ご確認ください。

厚生労働省HP『食品衛生法に違反する食品の回収情報』のアドレス

<http://www.mhlw.go.jp/topics/bukyoku/iyaku/syoku-anzen/kaisyu/index.html>

食品安全監視センターの所在地・連絡先

〒520-0834

滋賀県大津市御殿浜13番45号（衛生科学センター内）

TEL：077-531-0248

FAX：077-537-8633

E-mail：shokuhin@pref.shiga.lg.jp

<http://www.pref.shiga.jp/e/shoku/01anzen/center/00top.html>

交通案内

JR石山駅北口下車 徒歩10分

京阪電車石山坂本線粟津駅下車 徒歩5分

「晴嵐」交差点の角（ちなみに周辺は近江八景の一つ「粟津の晴嵐」です。）

- - - - 通信編集担当より - - - -

| |
____|_|____
| 品 _____ |
品		品
品	从 从	品
品	开 开	品

年々、暖冬になっているとはいえ、この時期布団からでるのには相当の気合いが必要です。この気合いを他のことに使いたいものです。まあ、こんなことを考えている時点で無理なんでしょうけど…。

さて、ここ数週間、中国産冷凍ギョウザ等が原因と疑われる健康被害事例が発生し、対応に苦慮されている食品事業者さんも多いの

AA \ ではないでしょうか？
/ (--)_() 7

『暖炉』 関連商品を含め自主回収が行われている製品が公表されています
ので、今一度、ご確認ください。

滋賀県 HP 『中国産冷凍ギョウザ等が原因と疑われる健康被害事例の発生について』のアドレス
<http://www.pref.shiga.jp/e/shoku/kinkyu.html>

厚生労働省 HP

『中国産冷凍ギョウザ等が原因と疑われる健康被害事例の発生について』のアドレス
<http://www.mhlw.go.jp/topics/bukyoku/iyaku/syoku-anzen/china-gyoza/index.html>

みなさまからのご意見・ご感想は下記アドレスまでお寄せ下さい。

Email : shokuhin@pref.shiga.lg.jp

~~~~~

また、食品衛生に関するもっと詳しい情報を知りたい方は、滋賀県ホームページ  
の食の安全情報にアクセスしてください。

<http://www.pref.shiga.jp/e/shoku/shoku/index.html>

なお、『ぷちリス』バックナンバーは食品安全監視センターHPに掲載中です！

<http://www.pref.shiga.jp/e/shoku/01anzen/center/301putirisu-index.html>

- - - - -